

諮問番号：諮問第 118 号

答申番号：答申第 118 号

答申書

第 1 審査会の結論

福岡市東福祉事務所長（以下「処分庁」という。）が審査請求人に対して行った生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号。以下「法」という。）第 25 条第 2 項の規定に基づく保護変更決定処分（以下「本件処分」という。）に係る審査請求（以下「本件審査請求」という。）は、棄却するのが相当である。

第 2 審査関係人の主張の要旨

1 審査請求人の主張の要旨

本件処分の取消しを求めるもので、その理由は次のとおり。

このままでは、日本国憲法第 25 条にいう健康で文化的な人間らしい生活ができない。実際に平成 25 年 8 月に、生活保護費の約 6 % がカットされた当初は影響が少なかったが、それから 1 年後には、貯金が底を尽き、余裕がなくなった。つまり、生活保護費のカットの影響は、突然ではなく徐々に生活を圧迫する。貯金がなくなると服も買えないし、故障した電化製品の買い替えどころか、修理さえもできなくなった。政府は、「段階的な保護の見直しをする」と豪語しているが、今回までに約 10% 近いカットを実現しており、これまで以上の貧困を強制されると食事さえも制限され、人間どころか、野生動物以下の飢餓になる。

2 審査庁の主張の要旨

本件処分は、法及び法の委任を受け定められた保護基準に沿って適法かつ妥当に行われたものである。よって、審査請求人の主張には理由がないため、本件審査請求は棄却されるべきである。

第 3 審理員意見書の要旨

本件審査請求の争点及び判断は以下のとおりである。

1 保護基準自体の適法性について

行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）の規定及び厚生労働大臣の合目的裁量に保護基準の設定を委ねる法の趣旨により、審査庁は、法及びその委任に基づき制定された保護基準自体の適否及び当否を判断する権限を有していないため、その判断をすることはできない。

したがって、保護基準は適法なものとして以下判断する。

2 本件処分に係る生活保護費支給額の算定の適否について

審査請求人世帯に係る平成 30 年 10 月分の生活保護費支給額の算定は、法令及び法定受託事務の処理基準として示されている国からの通知に沿って適正に行われており、違法又は不当な点はない。

そのほか、本件処分に影響を与える事情もないため、本件処分に違法又は不当な点はない。

以上のとおり、本件審査請求は理由がないから、行政不服審査法第 45 条第 2 項の規定により棄却されるべきである。

第 4 調査審議の経過

令和 3 年 1 月 22 日付けで審査庁である福岡県知事から行政不服審査法第 43 条第 1 項の規定に基づく諮問を受け、令和 3 年 3 月 11 日の審査会において、調査審議した。

第 5 審査会の判断の理由

本件処分は、法令や国の通知に沿って適法かつ妥当に行われたものであり、処分庁の判断に違法又は不当な点は認められない。

そのほか、本件処分に影響を与える事情もないので、本件処分に違法又は不当な点は認められず、本件審査請求は理由がないというべきである。

加えて、審理員の審理手続をみても、行政不服審査法の規定に従い、処分庁に対しては弁明書の提出依頼を、審査請求人に対しては弁明書の送付及び反論書の提出依頼をしたことが認められ、その手続は適正なもの認められる。

以上のことから、審理員意見書を参酌した上で本件審査請求は棄却されるべきであるとした審査庁の判断について、前記第 1 のとおり、これを是認するものである。

福岡県行政不服審査会第2部会

委員 小原 清信

委員 内田 敬子

委員 倉員 央幸